

**新型コロナウイルス感染症等の影響に対
応するための雇用保険法の臨時特例等
に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案要綱**

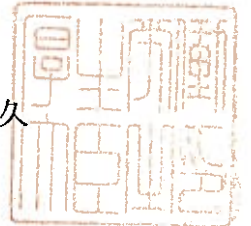
厚生労働省発職0205第2号

令和3年2月5日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金について、支給の対象となる休業の期限を令和三年二月二十八日から同年一月七日にされた新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る緊急事態解除宣言のされた日の属する月の翌月の末日まで延長することとすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。